

ふるさと納税について

ふるさと納税とは

ふるさと納税（または、ふるさと寄附金）とは、個人の方が自分のふるさとに関わらず任意の地方自治体に寄附することで、寄附金額に応じて個人所得税・住民税を減額することができる税務上の制度のことをいいます。東日本大震災の影響もあり、直近でのふるさと納税の適用者数・寄附金額は大きく増加しています。

	適用者数(人)	寄附金額(千円)
H21年度	33,149	7,259,957
H22年度	33,104	6,553,182
H23年度	33,458	6,708,590
H24年度	741,677	64,914,901

総務省HPより弊社作成

寄附金控除額の計算

ふるさと納税をした場合、所得税と個人住民税の両方で税金減額効果をとることが可能です。具体的な計算方法は以下のとおりです。

【所得税の減額効果】	
①	〔寄附金(※1)－2千円〕× 所得税率(※2)
【住民税控除】	
②	基本控除額:〔寄附金(※1)－2千円〕× 10%
③	特別控除額:〔寄附金(※1)－2千円〕× 〔90%－所得税率(※2)〕(※3)
→②+③の合計額が住民税額(翌年分)から控除される	

※1 1月～12月の寄附金額合計

複数の団体に対して寄付をした場合にはその合計額

※2 所得金額に応じて所得税率（0～40%が）課されます

※3 特別控除額の限度額は住民税所得割額の1割

たとえば課税所得 500 万円の方の場合（家族構成によりますが給与 700 万円くらいの方）、5 万円を寄付すると、4.8 万円の税金減額効果を受けることができます。

つまり実質負担が 2,000 円となるわけです。

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

ふるさと納税の活用

ふるさと納税は地方自治体の支援という観点から有用な制度である一方、納税者としても税金の減額効果（税額控除等）を受けられるとともに、寄附先によっては、寄附の謝礼として特産品などを受け取ることができます。様々な地方自治体に分散して寄附することによって、実質的に 2,000 円の負担で様々な特産品を各地から取り寄せることが可能となり、納税者は税金減額効果と特産品の受領という二重のメリットを受けることができるわけです。

特産品の授受に係る課税関係

国税庁は、ふるさと納税に対する謝礼として特産品を受けた場合、当該寄附者が受ける経済的利益は一時所得に該当することを公表しております。なお一時所得の金額は、一時所得に係る総収入金額から収入を得るために支出した金額を控除し、さらに 50 万円を控除した金額として計算されます。従って、実質的には特産品という経済的利益の合計が 50 万円を超えない場合には、ふるさと納税によって受けた特産品について所得税はかからないこととなります（特産品のほかに一時所得がないことを前提）。

ふるさと納税による税金減額効果を受けするために

ふるさと納税の税金減額効果を受けるためには、確定申告を行う必要があります（個人住民税の税額控除の適用のみであれば、確定申告を行う必要はありませんが、地方自治体が発行する領収書等を添付して、住所地の市区町村に申告を行う必要があります）。ふるさと納税をした際には忘れることなく確定申告等を行い、適切な税務メリットを享受していただくようお願い下さい。

（文責:齊藤）

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp